



けで裁判員裁判を作った。裁判員裁判は職業裁判官が作ってきた量刑基準を否定するのではなくそこに市民の感覚を入れて修正しましょうという主旨なのである。ですから当然従来の先例、量刑相場とは違う

量刑判断が出るのは当たり前のことである。ところが今回の村瀬裁判長の判決は従来の判決と違うから新しく作った量刑基準は間違いだと言って破棄したのです。高裁の裁判官にも国民審査が必要だと思う。

## 5. 総括

常磐大学国際被害者学研究所教授 諸澤 英道

欧米と日本の司法制度、法曹界を比較したときに、日本はおかしい状態にあるようです。それは、民意を反映していないということです。これは、そもそも裁判官の任命の在り方に問題があるし、再任の在り方に問題があるのではないかと思います。欧米等では、日本のように終身雇用の裁判官はいないと思います。裁判官になるには立候補して信任されなければなりません。国がやるべきことは、裁判官の資格があるかどうか、この地域の裁判官として住民が支持するかどうか信任を問うということです。最終的には、裁判官のあるべき姿ということが国会などでも大きな問題として議論されることを期待したいと思います。

さて死刑問題ですが、最近気になることがあります。裁判官出身の弁護士で東京弁護士会所属の森炎さんという方の本で「何故日本人は世界の中で死刑を是とするのか」という本があります。ここにも正義という言葉が出てきます。明らかにこの使い方は間違っています。「正義の実現のために死刑にする。

という言い方はおかしい」ということを書いていますが「死刑に必要性がないのであれば、それは不必要に命を奪うことになります。不必要に命を奪うことは正義とは言えません」ということなのです。死刑を議論すると、時にはそれに変わるべき終身刑との対比で、死刑と終身刑どちらがよりベターかということで議論すべきだという論理のすり替えをしながら、死刑を廃止して終身刑をとる考え方です。

ところで、正義、英語で言う justice ですが、これは天秤でバランスがとれてイコールの状態を正義という言葉で表しています。ですから justice を表すシンボルマークとして天秤が描かれたものが世界中に存在しているので皆さんご存知だと思います。被害者問題は 1957 年にイギリスの刑事政策学者のマージャーリー・フライという人が書いた「justice for victims」という論文から始まっていると言われていて、これが「被害者のための正義」という訳になります。私は、被害者問題は一貫して正義の問題になると思います。

やった犯罪行為に見合う刑罰を与えるべきだということとは原点です。これが正義の基本的な考え方で、犯罪を行った人に見合う刑罰、それに相応しい刑罰というものを制度の中で作っていかねばいけません。光市の判例は丁寧に読むと、たとえ少年であっても死刑が法廷刑である以上はまず死刑を検討しなきゃいけない。そして死刑を回避すべき理由があれば回避する。つまり原則と例外が逆なのです。民衆が声を上げて法律を変えるというパワーが世界を見るとかなりあります。今の裁判はおかしいと思った人はいろいろな場でこれを訴えるべきなのではないかと思います。それなりに感じたことを周りの人に伝えてもらいたいですね。来年、再来年の大会では更に大きな話になると良いなと思っております。



## 6. 被害者参加制度3年後見直し

弁護士 高橋 正人

平成20年12月1日から、被害者が直接刑事裁判に参加することができる制度「被害者参加制度」が施行されました。被害者や遺族が捜査や裁判に協力して、加害者に対して適正な刑罰を科して国家に自分の無念の思いを晴らしてほしいという思いからです。

平成20年11月30日までは裁判所はそうは考えていませんでした。平成2年の2月20日、最高裁は「刑事司法は、社会の秩序維持のためのもので

あって被害者のためではない。被害者には法律上保護された利益はない」とはっきりと言っています。そうやって被害者を見放していたわけです。

刑事裁判は被害に遭っていない検察官、裁判官、刑事弁護人、被害を与えた被告人だけで、最大の当事者である被害者は常に蚊帳の外でした。そこで平成12年にあすの会が起ちあがって運動を始めました。そして56万名の署名を集めて第一次安倍内閣の時に被害者参加制度を導入する法律を作ってもらいました。平成19年6月20日のことです。そして20年12月1日からは、被告人に対して直接質問もできる。さらに検察官とは別に求刑の意見を述べるできるようになりました。

ただ、そうは言ってもまだまだ不十分です。被害者参加制度と裁判員裁判がほぼ同じ時期に施行されましたが、裁判員裁判では裁判員の負担を軽減するために公判期日を圧縮することが至上命題でした。そのために公判前整理手続きをしています。おかげで今、自白事件であれば3日で終わり、否認事件でも1週間から2週間で終わります。これは、裁判が始まる前に、どういう証拠を提出するか、証拠の取捨選択の手続きですが、この公判前手続きに被害者は全く参加できないのです。被害者は意見を述

